

飼 料 の 安 全 と 獣 医 師 の 役 割

杉浦勝明[†] (独農林水産消費安全技術センター理事)



1 はじめに

近年、食品安全に対する消費者の関心が高まる中、ベルギーなどでの飼料のダイオキシン類汚染に起因する汚染鶏肉などの流通、中国産の小麦グルテン、乳製品などの飼料原料へのメラミン混入、養殖水産動物用飼料へのマラカイトグリーン汚染など飼料の汚染などを原因とする食の安全を脅かす事故・事件が相継いで発生し、飼料の安全性に対する関心が高まっている。

また、飼料はサルモネラや腸管出血性大腸菌O157などの有害微生物に汚染されると有害な畜産食品の原因となるだけでなく、動物感染症や人と動物の共通感染症の媒体となることも知られている。たとえば、稲わらなどは口蹄疫などの感染症の病原体の媒体となることが古くから知られている。牛海綿状脳症(BSE)の病原体(異常プリオンたんぱく質)に汚染された肉骨粉はBSEの発生の原因となる。

このように飼料は家畜にとって不可欠な栄養源である一方で、有害物質や有害微生物に汚染されることにより、有害な畜産食品の原因となり、人の健康被害をもたらすことがある。また、飼料が動物感染症や人獣共通感染症の病原体に汚染された場合には、その媒体となり、家畜衛生上及び公衆衛生上大きな問題を生じることがある。さらに、最近では抗菌性飼料添加物の使用が薬剤耐性菌の出現の原因となる可能性が指摘されている。

最近の飼料安全の確保に向けた国内外の取組みは、ダイナミックな展開を見せている。ここでは、飼料安全をめぐる国内外の動向とその中での獣医師の役割について論じてみたい。

2 飼料の安全確保に向けた国際的な取組み

まず、コーデックス委員会による飼料の安全確保の取組みであるが、コーデックスは、従来から各種の食品及び飼料中の農薬、動物医薬品などの最大残留基準(MRL)を定めてきた。飼料については現在までに33種類を対象に農薬などのMRLを定めている。日本を含む各国はコーデックスの基準を参考にして自国における飼料の基準を定めている。コーデックスは、このような個別の飼料の基準のほかに、2004年に適正動物飼養規範(Code of Practice on Good Animal Feeding)を定めている。これは、農場での飼料生産における適正農業規範(GAP)の適用や、飼料の製造、流通などの各段階での適正製造規範(GMP)の適用により、生産される畜産物の安全を確保することを目的としたものである。なお、コーデックスは、食品を対象としたリスクアナリシスの一般原則、リスク評価の一般原則、多数のガイドラインを定めているが、これらのガイドライン等の飼料及び飼料原料への適用の可能性を検討するためタスクフォースの設立を検討している。

コーデックスの基準が食品安全を目的としているのに対して、国際獣疫事務局(OIE)は主に家畜衛生の立場から基準を作成してきた。一部の飼料や飼料原料について口蹄疫、鳥インフルエンザ、豚コレラ、BSEなどの病原体の侵入経路の1つとして位置づけ、基準を設定してきた。最近では清浄地域を国単位とする考え方からゾーニングやコンパートメンタライゼーション(隔離された1つの経営体を清浄地域として認めるという考え方)のアプローチを導入するにあたって、動物の疾病の病原体の侵入経路として飼料を重要なリスクファクターに位置づけている。

このようにOIEは、飼料をもっぱらの動物の疾病の病原体の媒体として位置づけてきたが、2002年以降食

[†] 連絡責任者：杉浦勝明 (独農林水産消費安全技術センター)

〒330-9731 さいたま市中央区新都心2-1

☎050-3797-1860 FAX 048-600-2372

E-mail : katsuaki_sugiura@nm.famic.go.jp

品安全に関するワーキング・グループ（Working Group on Animal Production Food Safety）を設置し、動物の疾病だけでなく、家畜衛生、食品安全の全体の観点から飼料の安全確保の問題に取り組んできた。飼料を介した疾病の発生・伝播防止のための基準案が作成され、2009年5月総会で採択された。また、この総会では、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）が飼料の安全・分析の分野のOIE コラボレイティングセンターに指定され、FAMICはOIE及びOIE加盟国に対し、飼料の安全・分析の分野で技術的な支援をしていくこととなった。さらに、今年7月OIEと国連食料農業機関（FAO）は、アジア地域における飼料安全問題の特定、飼料安全への理解の向上を目的として国際ワークショップを東京で開催するなど、飼料安全分野における国際機関の活動は活発化している。

3 飼料の安全確保に向けたわが国の取組みと獣医師の役割

わが国では、従来から飼料安全法に基づいて飼料の安全確保が図られてきた。すなわち、飼料安全法にもとづき農林水産大臣により飼料や飼料添加物の規格や製造基準などが設定され、これらの規格・基準を満たした飼料や添加物が製造され、流通が認められてきた。そのような法的な仕組みの中で、わが国の獣医師も飼料の安全確保において一定の役割を果たしてきた。

まず、獣医師は、飼料を汚染し、家畜衛生上および公衆衛生上の問題となる潜在的なハザードに関する知識を習得していることから、これらのハザードの飼料中の基準作りにもいろいろな形で貢献している。行政では、農林水産省の飼料安全部門に獣医師が常時配置され、基準作りに従事している。また、農薬などの飼料中の残留基準の設定にあたっては、給与される家畜へ与える影響だけでなく、生産される畜産食品中への移行を考慮して畜産物に設定された最大残留基準を下回ることを動物飼養試験等を通じて確認した上で設定する必要があるが、このような動物飼養試験にも獣医師が関与している。

また、特定の飼料の製造にあたっては、飼料安全法に基づき飼料製造管理者を配置することが義務付けられている。この飼料製造管理者になるためには、飼料安全法に基づき一定期間の飼料製造の経験があり、FAMICが開催する講習会を受講することが条件となっているが、

獣医師は、このような経験や講習会の受講は免除されている。現在までに数十名の獣医師が飼料製造管理者として飼料の製造現場でその安全確保に従事している。

さらに、製造された飼料や飼料添加物が規格・基準を満たしていることを確認するため、FAMICや都道府県の家畜保健衛生所に配置された獣医師は、飼料工場への立入検査や飼料の分析等を行っている。

しかし、当然のことながら、畜産学から獣医療まで幅広い知識を持つ獣医師の守備範囲は、このような基準作りや飼料製造の現場での安全管理や飼料工場への立入検査にとどまっていない。

近年、コーデックス適正動物飼養規範の制定など国際基準を反映する形で、EUや米国を中心に飼料製造現場で適正製造規範（GMP）や危害分析重要管理点（HACCP）など、最終製品の検査による安全確保からプロセス管理による安全確保の仕組みが導入され、定着している。わが国においても、1998年サルモネラ汚染防止ガイドラインが、2001年BSEまん延防止のため動物性たんぱく質汚染防止ガイドラインが農林水産省により定められた。また、2007年に「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料および飼料添加物複合製剤の製造管理および品質管理に関するガイドライン」が定められ、このガイドラインに沿って飼料製造を管理している工場をFAMICが確認するという形で抗菌性飼料添加物の管理を目的としたGMPが普及しつつある。また、2008年には「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドライン」が発出された。このガイドラインは、フィードチェーンに関係する政府、関係者の役割が示したものであり、農林水産省が製造業者や流通業者が実施すべき管理の手順書のひな型を示し、各事業者が現場に合った形で手順書を作成し実施するもので、総合GMPとも呼ばれている。我が国は、飼料原料となる穀物の大部分を輸入に依存しており、フィードチェーンの各関係者の役割を明確化することはますます重要となっている。

既に食品安全の分野でフードチェーンアプローチ、リスクアナリシスの導入など一定の重要な役割を果たしてきた獣医師は、飼料安全分野でも中心的役割を果たす資質と能力を備えている。飼料分野で効率的にリスク低減をできるプロセス管理の仕組みの導入に向けて、獣医師への期待は大きい。